

総務文教常任委員長報告

審査日	令和元年 6月10日～6月12日
出席委員	河野龍二 金子 恵 八木亮三 西田 健 浦川圭一 内村博法 安藤克彦 西岡克之
説明員	関係所管課管理職その他関係職員

議案第33号長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例から議案第44号長与町働く婦人の家の条例の一部を改正する条例までを一括議題とし審査した。

【提案理由・主な内容】

予定されている、消費税法改正に伴い8%から10%なるため、2%を各施設の使用料に加算する提案。また、消費税の税率加算で10円未満は切り捨てて使用料を徴収すること。

施行期日消費税法の改正が行われた日から施行すること。

一部条例改正の中に、文言の整理が含まれていること。

さらに、支払いが施行日以降であっても、前月使用料の場合は、増税前の使用料とすること。以上の説明があった。

【主な質疑】

質 疑 : 今回の消費税追加は、すべての施設で追加されているのか。

答 弁 : 生涯学習課所管の施設はすべて追加提案している。

質 疑 : 他の自治体も提案しているのか。

答 弁 : 他の自治体も転嫁すると聞いている。

質 疑 : 使用料改定で改定されていない使用料はなぜか。

答 弁 : 160円は基本使用料が150円に設定してあり、消費税8%のときは、162円で10円未満を切り捨て160円に。10%の場合も165円となり、10円未満を切り捨て160円としているので、使用料の変更はない。

質 疑 : 提案理由が社会保障の安定財源の確保とあるが、目的通りに使われるのか。

答 弁 : 施設の経費や、町の事業を行う事業所に消費税を含め支払っている。町が払った消費税を各事業所が納めているので、目的通りだと思う。

質 疑 : 例規集のシーサイドパークの使用料が、提案された議案と数字が違うがなぜか。

答 弁 : 例規集の数字が誤りであり、早急に対応したい。

質 疑 : 使用料はどちらの金額で徴収したのか。

答 弁 : 例規集ではない、正しい金額で徴収している。

質 疑 : 周知期間はとれるのか。

答 弁 : 8月広報やホームページへの掲載。各施設に張り出し周知したい。

以上のような質疑が行われた。

採決の結果、いずれの議案も賛成多数で原案可決となった。

議案第 45 号長与町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
議案第 46 号長与南交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
一括議題として審査した。

提案理由は、いずれも前号議案と同じ説明であった。

【主な質疑】

質 疑 : 今回消費税の転嫁で、減免規定も一律にあがるのか。

答 弁 : 反映はされる。様々な条件も含め、精査する必要がある。

質 疑 : 使用料の時間設定で、17 時から 18 時まで使用した場合の使用料はどうなるの
か。

答 弁 : 17 時利用開始のため、9時から17時30分の使用料で徴収している。

質 疑 : 17 時 30 分の時間設定は変更すべきではないか。

答 弁 : 各施設と協議し検討する。

以上のような質疑がされた。

採決の結果 賛成多数で原案可決となった。

議案 47 号長与駅コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
議案 48 号長与町駐車場条例の一部を改正する条例を一括議題とし審査を行った。

提案理由は、いずれも前号と同じ提案理由であった。

また、47 号については、10 条 4 号が新設され、町長が公益のために特に必要があると
認めるときは、使用許可の取り消しができる条文が追加された。

【主な質疑】

質 疑 : 10 条 4 号はなぜ新設されたのか。

答 弁 : 選挙の第 7 投票所として利用するために条文を追加した。

質 疑 : 他の施設の同様に条文があるのか。

答 弁 : 他の課はわからないが、急な解散総選挙などの場合を想定し、条文を入れておく
べきと考えた。

質 疑 : 町営駐車場のこれまでの使用料の推移はどうなっているのか。

答 弁 : 嬉里駐車場基本料金は 8,000 円で、消費税の税率改正のおり、それぞれ税率を
加算した料金となっている。

以上の質疑がされた。

議案第 47 号については賛成多数で原案可決

議案第 48 号については全会一致可決された。

議案第 56 号令和元年度長与町一般会計補正予算(第 1 号)

【提案理由・主な内容】

総務部関係では、精霊流しに関わる経費計上。企画財政部では全体予算に関わる財政調整基金

の繰り入れ。住民福祉部では、幼保無償化などに関わる経費計上。健康保険部では風疹対抗検査、予防接種に関わる経費計上されたが、一部当初予算を流用し、すでに風疹抗体検査や予防接種クーポン券を作成し送付済みであったことも説明された。建設産業部では国際フォーラムで行われる、「町イチ！村イチ！」の経費計上。教育委員会では研究指定校事業などの経費にかかる計上がされた。

【主な質疑】

【総務部】

- 質 疑 : 精霊流しの交通誘導員経費は当初予算から計上すべきでは。変更があったのか。
答 弁 : 当初は時津警察署での対応予定だったが、人員確保が困難になり、交通誘導員を新たにお問い合わせしたい。

【住民福祉部】

- 質 疑 : 時間外手当の計上があるが、対象人数はどうなっているのか。
答 弁 : 7人分で計上している。
質 疑 : 1人あたりの時間はどれくらいか。
答 弁 : 26時間で算出している。
質 疑 : 丸田荘の配管洗浄は定期的に行うものなのか。
答 弁 : 保守点検事業者からのアドバイスもあり、衛生面を考慮して今回行う。

【健康保険部】

- 質 疑 : 風疹予防の緊急対策として、すでにクーポン券などの作成がされているが、作成の依頼はいつしたのか。
答 弁 : 4月11日に見積依頼した。
質 疑 : 国庫補助金収入時期の予定はいつ頃か。
答 弁 : 実績で収入がきまる。
質 疑 : これまでに臨時議会を開き提案する時間もなかったのか。
答 弁 : クーポン様式は国で決められており、作成業者も少なく早めに発注をした。臨時議会の考えには至らなかった。

【建設産業部】

- 質 疑 : 「町イチ！村イチ！」物産展では何を販売するのか。
答 弁 : オリーブオイルと果物ジャムなどである。

【教育委員会】

- 質 疑 : 教育委員会の研究事業は、高田中学校は1年生が対象となるのか。
答 弁 : 1年生が対象で、2年生において発表が行われる。
質 疑 : 教員の働き方が問題となっている。過度な負担とならないか。
答 弁 : 負担にならないよう教育委員会も協力する体制で取り組む。

以上の質疑がされた。

採決の結果、全会一致で可決された。